

○ 議長（土屋 勝浩君）日程第1、一般質問を行います。

まず、質問第16号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）皆さん、おはようございます。通告いたしました2点について質問いたします。

まず、国民健康保険について質問します。国民健康保険は、全ての国民の命と健康を守る、国民皆保険制度を支える最後のセーフティーネットです。しかし、国保は協会けんぽ等と比較して、加入者1人当たりの保険料負担率が所得に対して1割以上と、非常に重い負担となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は、国保税が減額、免除されます。事業収入の減少については、厚労省は帳簿などの提出によって年間収入の見通しを立て、一定の合理性を担保しつつ判断することが考えられるとしています。減免される期間は、2020年2月1日から21年3月31日までが納期期限の国保税です。既に納付している場合でも、遡って減免申請ができます。この減免制度を市民に周知徹底し、対象者全員に減免が適用できるようすることが必要ですが、現状はどうか、伺います。

次に、来年度の上田市の国民健康保険税については、今後県から納付金額、標準保険料率が示され、国民健康保険運営協議会への諮問が行われます。コロナ禍の下で引下げを検討すべきと考えますが、現時点で来年度の国民健康保険税の見通しをどのように捉えているのでしょうか。国保運営協議会への諮問等の予定はどうでしょうか。また、諮問に当たっての基本的な考え方がどうか、伺います。

国保税は高いという実感は、多くの方が持っているのではないのでしょうか。上田市の国保加入者は、所得200万円以下が令和元年度で77.8%です。国保税は、所得がなくても発生する制度であり、所得税、住民税と違い、所得から33万円の基礎控除を差し引いた所得に課税されます。扶養控除も寡婦控除も障害者控除もありません。均等割、平等割がありますので、低所得の世帯ほど重い負担となります。長野県保険医協会では、毎年全市町村に対して国保に関するアンケート調査を実施しています。今年6月に報告された結果に基づいて質問いたします。

長野県保険医協会の試算によりますと、所得200万円、大人2人、子供1人世帯の上田市の今年度の国保税は34万5,937円、対所得17.3%です。これは、19市の中で高いほうから5番目です。また、所得150万円、大人2人の世帯では、国保税25万5,087円、対所得17%です。これも高いほうから6番目です。国保税が高過ぎる、払いたくても払えないという市民の声は当然ではないのでしょうか。こういった切実な声を、国保運営協議会は市民の代表として反映しているのでしょうか。昨年の協議会では、医療費が上がり、被保険者数の減少が続いている中では、改定率は据置きで下げなくてもよいのではないかといった意見が出たということで、市民の切実な声を生かすというよりも、国保運営を主体とした議論が行われているのではないのでしょうか。公募は5名となっておりますが、応募状況はどうでしょうか。市民の意見を十分に反映するためには、どのような工夫をされているのでしょうか。

以上で1問といたします。

○ 議長（土屋 勝浩君）小林健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 小林 一彦君登壇〕

○ 健康こども未来部長（小林 一彦君）おはようございます。国民健康保険について何点かご質問いただきました。順次答弁いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症関係の国民健康保険税の減免制度についてのご質問でございます。当市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の被保険者に対しましては、国民健康保険税の減額または免除を定めた上田市国民健康保険条例第26条の規定により、国の財政支援の基準を参考に取扱要領を定めまして、6月1日から施行いたしているところでございます。また、減免は国民健康保険税のほかに、後期高齢者医療保険料、介護保険料も対象となりますことから、対象者の方々が申請しやすいように簡素化に努め、申請書が統一した様式といたしました。

さて、減免の対象となる方の条件でございますが、2つございます。1つは、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方で、こちらは保険税が全額免除となりますが、現在のところ対象者はおいではなりません。もう一つは、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する場合、世帯の収入や所得状況に応じて保険税の一部が減免となります。減免の対象となる保険税であります。令和元年度分、令和2年度分の保険税でございます。令和元年度分は、令和2年2月1日から3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。令和2年度分は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものになります。なお、特別徴収の場合にありましては、特別徴収の対象となる年金給付の支払日となります。

次に、減免の状況についてであります。本年11月までに減免決定した世帯数は、令和元年度分で159世帯、減免額606万2,000円余で、令和2年度分では185世帯、減免額3,490万4,000円余となっております。減免制度の周知につきましては、「広報うえだ」6月号に掲載いたしましたほか、減免の要件と減免に該当するかどうかを判定に参考といたしますフローチャートを記載したチラシを作成いたしまして、上田市ホームページに掲載したほか、収納管理課で納税相談、この際にも利用いたしたところでございます。また、課税対象となる全ての国保加入世帯へ7月に送付いたしました令和2年度分の国民健康保険税当初納税通知書及び、税額が変更になる際に送付いたします更正通知書に減免のご案内を同封させていただきまして、周知に努めたところでございます。さらに、長野県におきましても、ラジオCMを通じて周知を行っているところでございます。

なお、申請期限が令和3年3月31日までに迫っておりまして、現在もお問合せやご相談がございます。こうしたことから、来年1月の「広報うえだ」に再度減免の内容につきまして掲載を予定しております。

次に、令和3年度の国民健康保険税の見通しについてのご質問でございます。国民健康保険税は、平成30年度から都道府県が国保財政の中心的役割を担うとされまして、その運営に必要な国保事業費納付金は、国から示されましたガイドラインに基づき、長野県国民健康保険運営方針で定められた方法で算定されております。市では、県から示されます国保事業費納付金を納付するための国保税率、これを決定していくこととなります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保事業費納付金を算定する際の診療費の減少、被保険者の収入減少、あるいは被保険者数の変化等が生じていることなどが考えられますことから、国においてはこうした状況を丁寧に検証することを県に求めておりますが、現時点では詳細については示されておらないものでございます。

こうした中、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入減少が予想されまして、令和3年度保険税の賦課に用いる課税所得が減少するため、保険税額が減少する可能性が危惧される

でございます。また、平成30年度税制改正によりまして個人所得税の見直しが行われ、給与所得控除や公的年金等控除が適用されない方の基礎控除を10万円引き上げる改正がなされたことから、さらに賦課に用いませぬ課税所得、これが減少するのではないかというふうに捉えております。

一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療費も若干減少傾向が見られますことから、長野県が令和3年度の医療費を見込む上で、どのように国保事業費納付金に反映させるかによりまして、令和3年度の国保事業費納付金が左右されることとなります。いずれにいたしましても、来年度の国保税率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も含め不確定要素が多く、今後県から示されます国保事業費納付金が示されたところで、税率改定の作業に入っていくこととなります。

なお、市として国保税率の改定の考え方、基本的な考え方でございますが、将来導入が見込まれております長野県内における国保の保険料統一に備えた対応を行うこと、このことが必要でありまして、長野県国保運営方針に基づく所得割の応能割49%、均等割などの応益割51%に近づける検討も必要であると考えております。したがって、来年度の税率検討に当たっては、これらの情勢を視野に入れながら、応能応益割合の在り方や国民健康保険事業基金からの繰入れにつきましても国保運営協議会にお諮りし、協議していただくこととしてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、来年1月に令和3年度の国保税額算定に係る国保事業費納付金が示される予定になっておりますので、国保運営協議会へ諮問を行い、令和3年度の税率改定が必要となる場合には、3月市議会定例会に国保条例の改正案を上程させていただく予定でございます。

次に、国民健康保険運営協議会の運営についてのご質問でございます。国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営を適正かつ円滑に行うために、国民健康保険法や上田市国民健康保険条例などの定めにより設置をする法定協議会でございます。自治法の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるものとして、市の審議会等附属機関となっております。委員の構成につきましても、国民健康保険法施行令で定めております。具体的には、公益を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、国保の被保険者を代表する委員、この3者を同数で構成すること。また、市の判断において、被用者保険等保険者の代表者を加えることができるとしております。当市では、公益を代表する委員が5人、保険医または保険薬剤師を代表する委員が5人、国保の被保険者が5人、被用者保険を代表する委員が2人の計17人で構成されております。

また、市民ニーズの多様化や高度化する中、上田市におけるほかの協議会と同様、審議会等附属機関の在り方に関する基本指針に基づき、市民の皆様が様々な市政運営に参加され、意見を反映できる機会とするために、国保の被保険者の委員の方は公募により選出いたしており、公募者がいない場合には居住地や性別が偏らないように選任しております。協議会の公開につきましても、審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針に基づき、協議会の開催を周知するとともに、会議を公開しているほか、協議会終了後には審議会等附属機関の会議結果として、会議の概要を順次ホームページで公開いたしまして、市民の皆様にご覧いただくよう努めているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（土屋 勝浩君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。

今年度の国民健康保険税は資産割が廃止となり、応能割である所得割と応益割である均等割、平等割の比率が52.29と47.71となり、応益割が上がりました。そのため、全改定率は1.1%減少いたしましたが、先ほど申し上げた所得200万円、大人2人、子供1人世帯では4,242円、所得150万円、大人2人の世帯では3,742円上がっており、低所得者への影響が大きい状況でした。私は、今年3月議会、質問いたしました。その答弁で、県は、先ほどもご答弁ありましたが、ガイドラインに基づいて、応能割49、応益割51で標準保険料率を算定しており、当市では応能割の比率が高く、県の示す標準保険料率との乖離が生じている。段階的に応益割へ比重を置く改定を行ってきていますとしております。

しかし、県保険医協会の調査によりますと、応能割である資産割がまだ残っている市が10、所得割が上田市より高い市が8ありますが、今年度改定したのは19市中4市のみで、2市はむしろ減額となっております。応益割である上田市の均等割は、19市中高いほうから医療分で4番目、後期支援分で7番目、介護分で6番目となっております。また、平等割は、医療分で8番目、後期支援分で8番目、介護分で12番目となっております。均等割については、いずれも長野市、松本市よりも高くなっております。先ほど申し上げましたが、国保の上田市加入世帯の所得状況は、総所得200万円以下が77.8%です。地方税法による7割、5割、2割軽減の対象世帯は約半数とのことですので、軽減対象でない低所得者の方は多いわけです。所得200万円、150万円の世帯は対象外であり、国保税は対所得17%以上です。所得は年収と違うとしても、払いたくても払えないということで、滞納の要因になっていると考えられます。

上田市の国保事業基金は、昨年度末11億8,200万円余で、5%と言われております保険給付費に対する保有割合も11%以上となっております。来年度の国保税検討に当たっては、基金を活用し、応益割である平等割、均等割の減額を図るべきではないでしょうか。見解を伺います。

○ 議長（土屋 勝浩君）小林健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 小林 一彦君登壇〕

○ 健康こども未来部長（小林 一彦君）国民健康保険の応益割への基金の活用についてのご質問でございます。

市では、県から示される国保事業費納付金を納付するため、国保税率を決定していくこととなりますが、この国保事業費納付金は毎年度、県が市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準のほかに、前々年度の交付金等の公費精算などを基に算出されます。また、県は、この国保事業費納付金を集めるに当たりまして、必要な市町村ごとの標準保険料率、先ほど議員のご質問でも触れられておりましたが、この標準保険料率を算定し、市町村はこの保険料率を参考に、実際の保険料率を決定することとなります。

令和2年度の算定においては、平成30年度の長野県国民健康保険特別会計決算における余剰金を充てた影響によりまして、県全体の国保事業費納付金額が減少したため、上田市における国保事業費納付金も減額となりました。結果としまして、令和2年度の国保税率は、最終的には当市は全体改定率をマイナスといたしましたところでありました。

次に、当市の国保財政の運営状況でございますが、令和2年度の国保事業費納付金は、平成30年度の県の余剰金が充てられるため減額となる一方、元年度におきましては2年前の公費精算、交付金等の精算、具体的には前期高齢者医療交付金の精算などの影響による大幅な増額がございまして、その結果、1億円の基金を取り崩したところでございました。ご質問の応益割についてでございますが、国保事業費納付金の算定につ

いては、国ではガイドラインが示されており、所得水準等により所得割、資産割が構成される応能割と、均等割、平等割で構成される応益割の賦課割合を定めることとされております。県は、国保運営方針におきまして、ガイドラインに基づきまして、応能割49%、応益割51%で標準保険料率を算定しております。当市におきましては応益割の比率が高く、県の示す標準保険料率との一定の乖離が生じた状況となっております。このため、国保運営協議会からも、標準保険料率に基づく賦課割合に近づけるよう求められているところでもございます。また、資産割につきましては、被保険者に対して急激な負担とならないように、平成30年度から2年間をかけまして徐々に税率を引下げ、令和2年度に廃止しました。これらを踏まえまして、段階的に応益割へ比重を置く改定を行ってきたところでございます。

また、国民健康保険事業基金につきましては、平成29年度の上田市国民健康保険運営協議会の答申の中で、一定規模の保有と在り方を検討しつつ、当面は国保税の税額の急激な上昇を抑えるために活用することとなっております。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、県の国保事業費納付金につきましては、医療給付費以外の不確定要素により金額の増減があること、被保険者数が減少していること、また新型コロナウイルス感染症の影響などが不透明なことから、基金の活用については慎重に検討していく必要があるものと考えております。市といたしましては、税率改定の際には低所得者に急激な負担とならないよう配慮しつつ、将来的には県が示す標準保険料率、これに基づく賦課割合に近づけていくよう努力していく必要があるものと考えております。

また、議員からご指摘がございましたが、令和2年度は国保税率改定により応益割の比率が引き上がったことから、令和元年度と課税の条件が同じ場合、医療分、後期支援分、介護分の3区分のうち、介護分の対象となります40歳から65歳未満の介護2号被保険者がおいでになる世帯、これは世帯状況によっては課税額が増加している可能性がございます。その一方で、全ての被保険者に課税される医療分と後期支援分を合計いたしました税率等を引下げを行っておりますことから、介護分のない、全体の約6割に相当いたします被保険者は減税となっております。

先般、先月25日になりますが、県の国保運営協議会が開催されまして、令和2年度中に作成する令和3年度から3年間の次期国保運営方針に、県内の保険料水準の統一に向けたロードマップ、工程表であります。これを盛り込む方針が示されましたが、今後は県全体の保険料水準を統一する動きの中で、県内市町村の応能応益割合に大きな隔たりがありますことから、どのように統一の対応していくのか、その動向について注視する必要があると受け止めをいたしております。今後もこれらの情勢を踏まえまして、応能割、応益割の在り方を総合的に判断し、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（土屋 勝浩君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきましたが、市長さん、部長さんをはじめ皆さん、所得が200万円で、扶養家族が2人、国保税が34万円以上という状況、ぜひ想像していただきたいと思います。暮らしていけるでしょうか。市長、いかがでしょうか。来年度の国保税検討に当たっては、法定減免の対象外であります所得200万円、大人2人、子供1人世帯、所得150万円、大人2人世帯の国保税、ぜひ試算してください。そして、その対所得の比率下がるように、そんな諮問をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問をいたします。上田市では、滞納対策として多くの短期保険証を発行し、窓口で留保してきた経過があります。私は、議会で何度も改善を求めてきました。2018年10月1日、211件、19年10月1日、35件、今年1月1日はないということです。前向きな取組、評価をいたします。今年度の更新時期である8月1日現在の留保数と留め置き理由、どうでしょうか。また、これまでの対応の経過と現状、今後の予定を伺います。

今年1月1日現在で発行している有効期間が6か月の短期保険証の件数は1,636件、2,350人、4か月、25件、44人で、県内で一番多い状況です。松本市は1,258世帯、上田と松本市で発行世帯の40%近くを占めております。長野市は、滞納世帯、最も多いわけですが、わずか22世帯ということです。今年度の上田市の発行状況を伺います。

- 議長（土屋 勝浩君）小林健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 小林 一彦君登壇〕

- 健康こども未来部長（小林 一彦君）短期保険証の留め置き、いわゆる窓口交付の件数と対応後の状況についてのご質問に答弁します。

短期保険証とは、国民健康保険法第9条第10項の規定により、通常定める12か月の有効期間より短い期間を定めた被保険者証のことです。発行の基準といたしましては、上田市国民健康保険税の滞納者に係る措置の実施要綱、これに基づき、過年度において国民健康保険税の滞納があり、定期的に納税相談及び納税指導を行う必要がある方に対しまして、12か月の満期保険証ではなく、原則として有効期間を6か月とする短期保険証を交付しております。短期保険証のうち、前年の所得の申告がないなど、生活の実態の把握ができない方で、納付案内センターからのご案内や督促状、催告書の送付などに対しましても一切の連絡がない方を中心に、窓口交付対象者としております。

保険証の一斉更新時期が、今年度10月1日から8月1日になりましたが、令和2年8月1日現在の窓口交付対象件数は71件でございました。窓口交付対象者の状況であります。71件のうち、申告を済ませていただいたり、納税相談をするなどで来庁または完納などのあった方が22件転出され、上田市の国保資格を喪失された方が5件ございました。これまで一切のご連絡をいただいていない残りの44件につきましては、令和2年12月中旬に短期保険証、令和3年1月末を有効期限とする保険証であります。これを送付する予定でおります。

次に、今年度の短期保険証の発行状況についてであります。先ほど申し上げましたとおり、今年度から短期保険証一斉更新、8月1日となっております。令和2年8月1日現在で申し上げますと、有効期間6か月の短期保険証の発行件数は1,654件、2,539人となっております。

以上でございます。

- 議長（土屋 勝浩君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

- 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。

上田市の国保税の納付率、昨年度現年分が94.41%、滞納分は22.84%でした。督促状の発布状況2万2,889件、14.9%で、件数は市民税、固定資産税よりも多くなっております。また、延滞金の収入状況は、一般会計分3,390万円余、国保会計分2,817万円余で、国保の滞納が多いことが分かります。国保税も含めた差

押え件数は、平成30年度1,607件でした。また、県の滞納整理機構への移管は、上田市として納税相談等ができない状況となり、滞納者をさらに追い詰めることとなります。令和元年度の差押え件数及び滞納整理機構への移管件数はどうか、伺います。

○ 議長（土屋 勝浩君）山口財政部長。

〔財政部長 山口 武敏君登壇〕

○ 財政部長（山口 武敏君）令和元年度の国保税を含めた市税等の差押え件数で申し上げます。1,156件、前年度と比較して451件の減少となっております。これは、令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、一定期間差押え処分を控えたためであります。

1,156件の内訳でございますが、預貯金379件、給与320件、年金122件、生命保険139件、不動産28件、その他168件となっております。

次に、県地方税滞納整理機構への移管の状況でございますが、令和元年度は移管件数90件で、移管した滞納税額の内訳を申しますと、本税ベースで市税が6,822万2,000円余、国民健康保険税が6,944万6,000円余、合計1億3,766万8,000円余となっております。ここ数年、市税と国民健康保険税がおおむね半分ずつ、こういった状況でございます。

以上でございます。

○ 議長（土屋 勝浩君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。国保税のやはり滞納が多いということがよく分かったわけです。

それでも、国保税、命と健康を守るために支払う意思のある滞納者の方には、安易に短期保険証を発行せず、分納や減免申請など親切な納税相談をするべきです。また、国保税を滞納される方は、生活に困窮者れている方が少なくないと予想されます。給与や年金など生活費を奪う違法な滞納処分は行わず、納税相談だけではなく、生活支援のために、庁内で連携して滞納者に寄り添った温かな対応をするべきではないでしょうか。見解を伺います。

○ 議長（土屋 勝浩君）山口財政部長。

〔財政部長 山口 武敏君登壇〕

○ 財政部長（山口 武敏君）短期保険証の窓口交付につきましては、収納管理課では国保年金課と連携いたしまして、相談の機会を設けながら行っております。その際は、生活状況の聞き取りと所得の申告を行っていただき、国民健康保険税の税額を確定させた上で、納税相談を行っております。所得の申告をしていただくことにより、国保税の軽減を受けることができるようになる。こういった事例も多くございます。

次に、滞納者に対する給与、年金等の差押えでございますが、差押え金額の算出に際しましては、生活維持等の観点から国税徴収法において差押え禁止額が定められておりまして、法にのっとり生活費を確保した上で行っております。また、差押えは、納期限までに市税を納付していただいている方との公平性を保つとともに、税収の確保を図るため財産調査を徹底した上で行っております。滞納者に対しましては、まずは督促状の発送や市税等納付案内センターからの電話での催告を行い、それでも納付に至らない場合は、文書催告と差押えに向けた財産調査を行うという手順を踏んで行っております。催告書の文面には、納付がない場

合には差押えに向けた財産調査を行うこと、また特別な事情がある場合には納税相談をしていただくようにご案内しております、その都度相談に応じている状況となっております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方の相談も多くありまして、生活状況をお伺いする中で、必要に応じて徴収猶予の制度や国民健康保険税の減免制度についてのご案内しながら、納税相談いたしております。また、滞納者の中には様々な課題を抱えている方もいらっしゃいますことから、支援が必要と思われる方に対しましては、福祉課で行っている生活支援の相談や生活環境課を窓口とした法律相談などへのご案内を適宜行っております。それに加えまして、上田市社会福祉協議会など庁外の関係機関の相談窓口についてもご案内いたしております。また、財産調査の結果、財産がなく、差押えに至らない場合や、差押えをすることにより生活が困窮するといった場合には、適正な判断の下、法律に基づいて滞納処分の停止を行っており、その後の不納欠損処分につなげております。今後も生活支援に関する相談窓口との連携を適切に行い、法令に基づいた措置を講ずる対応をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（土屋 勝浩君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。

農業問題について質問いたします。現在開かれている臨時国会において、政府は種苗法改定案を成立させようとしております。11月17日に衆議院で可決され、参議院でも昨日、委員会で可決されました。種苗法改定案は、これまで続けられてきた農家の自家増殖を原則禁止するものです。自家増殖とは、農民が購入した種子、苗を栽培、収穫し、翌年に再び自分の農地で使用することです。種苗法の21条で、種子、苗の開発者の育成権が及ばないものとして農家に認められています。改定案では、この21条を削除し、一律禁止。登録品種について、育成権者の許諾を義務づけます。栽培者が許諾料を払うか、毎年購入することになり、負担増となることは明らかです。

農水省は、海外流出の防止を理由としておりますが、一律許諾制にしても、海外への持ち出しを完全に止めることは難しいと国会で答弁しております。海外流出を止めるには、海外で品種登録するしかありません。農水省は、種苗法改定の影響を懸念する声に対し、登録品種の数は1割程度だから、農家への影響は少ないと説明しています。しかし、稲の産地品種銘柄は5割以上であり、ほかにもその地方で力を入れている品種は登録品種の割合が高くなっています。長野県でも、果物など様々な品種改良が行われ、登録品種となっております。種苗法改定に伴う上田市の農業への影響を伺います。

もう一点、新型コロナ対策の一つ、高収益作物次期作支援交付金は、大きな打撃を受けた農産物に対し、次期作に意欲的に取り組む生産者を支援するもので、減収の補填を目的とした政策ではありません。しかし、10月12日の生産局長通知で、突然農水省は減収額を上限とするなど運用の見直しを行いました。申請した農家の中には、交付されることを見込んで設備投資や規模拡大を行った生産者もあり、減額されれば大きな負担となります。上田市の生産者の状況及び市の対応を伺って、質問を終わります。

○ 議長（土屋 勝浩君）工藤農林部長。

〔農林部長 工藤 秀樹君登壇〕

○ 農林部長（工藤 秀樹君）農業問題についてご質問いただきました。



まず、種苗法の改正に伴い、どのような影響があるかというご質問でございます。種苗法は、優良な品種を保護し、新品種の開発を促進する法律で、今回の法改正は農業分野における知的財産の重要性が増す中、開発者の権利を保護し、国内で開発された優良品種の海外流出を防止することを最大の目標としたものでございます。ご指摘のとおり、種苗法に基づき、育成者が品種を登録したものが登録品種と呼ばれておりまして、一方で古来から存在している在来種、これまで品種登録がされたことのない品種、品種登録期間が過ぎた品種、この3つは一般品種と呼ばれておりまして、米が84%、リンゴ96%、ブドウ、野菜がともに91%などと、そのほとんどが自家増殖について許諾手続を必要としない一般品種となっております。

ご指摘のとおり、登録品種の自家増殖は許諾制となりますが、JAなど生産者団体等がまとめて許諾手続を行うことが可能とされ、現場で円滑に手続が進むよう、契約書等のひな形を国が作成、配布する予定となっております。また、登録品種の多くは、国及び都道府県が開発者となっており、許諾料が設定されたとしても、種苗費の一部に含まれていることから、農家の経済的、事務的負担が過度に増加することはないものと考えており、影響は少ないものと考えております。

次に、高収益作物次期作支援交付金の運用見直しによる影響でございます。本交付金は、今年2月から4月までの間に、野菜、花卉、果樹などについて出荷実績がある場合、または廃棄などにより出荷できなかった農業経営者に対し、次期作に前向きに取り組むための営農支援制度で、面積当たりの基本単価により、国から交付金が支給される制度でございます。申請方法につきましては、JA組合員はJAで取りまとめ、非組合員は直接市やJA等で構成する上田農業再生協議会へ提出し、当協議会からはこれらをまとめて国へ申請することとなっております。7月13日に第1回公募、同じく31日に第2回公募が締め切られ、現在は12月25日まで第3回公募がされているところであり、当初は減収額の確認などはせずに募集されたものでございます。

しかし、第2回公募の締め切り後、農林水産省から10月12日に運用見直しの通知があり、既に申請された生産者にも、前年比での売上げ減を確認した上で交付するとされ、品目ごとの減収額や作付面積などを追加で申告するよう求めることとされました。その後、10月30日に、今回の運用見直しにより交付金が減額または交付されなくなる生産者を対象とした追加措置を実施すると発表しました。これは、運用見直し前の交付金を見込んで、既に実施した機械設備や資材などの投資に対し、減額分を上限として不足分を補うというものでございます。現在のところ、上田市では第2回公募までの申請者、15経営体16件に対して聞き取り調査を行ってまいりました。このうち交付金を見越して投資などを実施した生産者が1経営体含まれておりますが、投資額が減額分の上限を上回らないことから、投資分の補填が受けられる見通しとなっております。運用の見直しに伴う混乱は生じていないものと認識しております。引き続きコロナ禍ではあっても、安心して営農が継続できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（土屋 勝浩君）古市議員の質問が終了しました。